

投資法人規約

グリーンライト・再エネインフラ投資法人

投資法人規約

第1章 総則

第1条 (商号)

本投資法人は、グリーンライト・再エネインフラ投資法人と称し、英文では、Green Light Renewable Energy Infrastructure Fund と表示する。

第2条 (目的)

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。以下「投信法」という。）に基づき、投資法人の資産を主として特定資産（投信法に規定する特定資産をいう。以下同じ。）のうち不動産等資産（第31条第1項に定義する。）に対する投資として運用することを目的とする。

第3条 (本店の所在地)

本投資法人は、本店を東京都港区に置く。

第4条 (公告の方法)

本投資法人の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 投資口

第5条 (発行可能投資口総口数等)

1. 本投資法人の発行可能投資口総口数は、1,000万口とする。
2. 本投資法人の投資口の発行価額の総額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100分の50を超えるものとする。
3. 本投資法人は、第1項の発行可能投資口総口数の範囲内において、役員会の承認を得て、その発行する投資口を引き受ける者の募集を行うことができる。当該募集投資口（当該募集に応じて当該投資口の引受けの申込みをした者に対して割り当てる投資口をいう。）の発行における1口当たりの払込金額は、本投資法人の保有する資産（以下「運用資産」という。）の内容に照らし公正な金額として役員会で承認を得て決定した金額とする。

第6条 (投資主の請求による投資口の払戻し及び自己の投資口の取得)

1. 本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻しを行わない。
2. 本投資法人は、投資主との合意により本投資法人の投資口を有償で取得することができる。

る。

第7条 (投資口の取扱いに関する事項)

本投資法人の投資主名簿への記載又は記録、投資主の権利の行使の手続その他の投資口に関する取扱いの手続及びその手数料については、法令又は本規約のほか、役員会の定める投資口取扱規程による。

第8条 (最低純資産額)

本投資法人が常時保持する最低限度の純資産額は、5,000万円とする。

第3章 投資主総会

第9条 (招集)

1. 本投資法人の投資主総会は、2027年2月1日及び同日以降遅滞なく招集し、以後、隔年ごとの2月1日及び同日以後遅滞なく招集する。
2. 投資主総会を招集するには、投資主総会の日の2か月前までに当該日を公告し、当該日の2週間前までに各投資主に対して、書面をもって、又は法令の定めるところに従い、電磁的方法により通知を発するものとする。ただし、前項に従って開催された直前の投資主総会の日から25か月を経過する前に開催される投資主総会については、当該公告を行うことを要しないものとする。
3. 第1項に定めるほか、本投資法人は、必要があるときは随時投資主総会を招集することができる。
4. 本投資法人は、投資主総会の招集に際し、投資主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
5. 本投資法人は、電子提供措置をとる事項のうち法令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した投資主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第10条 (招集者)

投資主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1名がこれを招集する。

第11条 (議長)

投資主総会の議長は、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1名がこれにあたる。すべての執

行役員に欠員又は事故がある場合は、役員会においてあらかじめ定めた順序に従い、監督役員の名がこれにあたる。

第12条 (基準日)

1. 本投資法人が第9条第1項の規定に基づき投資主総会を招集する場合には、本投資法人は、2026年11月末日及び以後隔年ごとの11月末日における最終の投資主名簿に記載又は記録されている投資主をもって、かかる投資主総会において権利を行使することができる投資主とする。かかる場合のほか、本投資法人は、投資主総会をその直前の決算期（第46条において定義する。以下同じ。）から3か月以内の日を投資主総会の日として開催する場合、当該決算期の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、当該投資主総会において権利を行使することのできる投資主とする。
2. 前項の規定にかかわらず、本投資法人は、役員会の決議によりあらかじめ公告をして、一定の日における最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主又は登録投資口質権者をもって、その権利を行使すべき投資主又は登録投資口質権者とすることができる。

第13条 (議決権の代理行使)

1. 投資主は、本投資法人の議決権を有する他の投資主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 前項の場合において、当該投資主又は代理人は、投資主総会ごとにその代理権を証する書面をあらかじめ本投資法人に提出し、又はかかる書面に記載すべき情報を電磁的方法により提供しなければならない。代理権を証する書面に記載すべき情報を電磁的方法により提供しようとする投資主又は代理人は、あらかじめ、本投資法人に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

第14条 (書面による議決権の行使)

1. 書面による議決権の行使は、投資主が議決権を行使するための書面（以下「議決権行使書面」という。）に必要な事項を記載し、法令で定める時までには当該記載をした議決権行使書面を本投資法人に提出して行う。
2. 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

第15条 (電磁的方法による議決権の行使)

1. 電磁的方法による議決権の行使は、法令で定めるところにより、本投資法人の承諾を得て、法令で定める時までには議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により本投資法人に提供して行う。
2. 前項の規定により電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権

の数に算入する。

第 16 条 (決議の方法)

1. 投資主総会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合を除き、出席した投資主の議決権の過半数をもって行う。
2. 前項の規定にかかわらず、以下に掲げる投資主総会の決議は、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 投信法第 104 条第 1 項に定める役員（第 20 条に定義する。）の解任に関する決議
 - (2) 投信法第 198 条第 2 項又は第 207 条第 3 項に定める資産の運用に係る業務の委託契約の承認に関する決議
 - (3) 投信法第 205 条第 2 項又は第 206 条第 1 項に定める資産の運用に係る業務の委託契約の解約に関する決議

第 17 条 (みなし賛成)

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定にかかわらず、前項のみなし賛成の規定は、投信法第 104 条第 1 項（役員及び会計監査人の解任）、第 140 条（規約の変更）（ただし、投資主総会決議要件の加重及びみなし賛成に関連する規定の策定又は改廃に限る。）、第 143 条第 3 号（解散）、第 149 条の 2 第 1 項（吸収合併契約の承認）、第 149 条の 7 第 1 項（吸収合併契約の承認）、第 149 条の 12 第 1 項（新設合併契約の承認）、第 198 条第 2 項（資産運用委託契約の承認）、第 205 条第 2 項（資産運用委託契約の解約）、第 206 条第 1 項（資産運用委託契約の解約）又は第 207 条第 3 項（資産運用委託契約の承認）に係る議案の決議には適用しない。
3. 第 1 項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

第 18 条 (議事録)

投資主総会の議事については、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を記載した議事録を作成する。

第 19 条 (投資主総会規程)

投資主総会に関する事項については、法令及び本規約に定めるもののほか、役員会において定める投資主総会規程による。

第4章 投資主総会以外の機関

第20条 (役員の数及び役員会の構成)

本投資法人の執行役員は1名又は2名、監督役員は2名又は3名（ただし、執行役員の数に1を加えた数以上とする。）とし、執行役員及び監督役員（以下「役員」という。）は、役員会を構成する。

第21条 (役員を選任)

役員は、投資主総会の決議によって選任する。

第22条 (役員任期)

1. 役員任期は、選任後2年とする。ただし、投資主総会の決議によって、法令で定める限度において、その期間を延長し又は短縮することを妨げない。
2. 補欠として又は増員のために選任された役員任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とする。
3. 補欠の役員選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議がなされた投資主総会（当該投資主総会において役員が選任されなかった場合には、役員が選任された直近の投資主総会）において選任された役員任期が満了する時までとする。ただし、投資主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げない。

第23条 (役員会招集者及び議長)

1. 役員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員1名がこれを招集し、その議長となる。
2. 役員会の招集通知は、役員会の日3日前までに、役員全員に対して発する。ただし、役員全員の同意を得て、招集期間を短縮し、又は招集手続を省略することができる。

第24条 (役員会決議の方法)

役員会決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる役員過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第25条 (役員会議事録)

1. 役員会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席した役員が、これに署名若しくは記名押印又は電子署名する。

2. 執行役員は、役員会の日から 10 年間、前項の議事録を本投資法人の本店に備え置かなければならない。

第 26 条 (役員会規程)

役員会に関する事項については、法令及び本規約に定めるもののほか、役員会において定める役員会規程による。

第 27 条 (役員賠償責任の免除)

本投資法人は、投信法第 115 条の 6 第 7 項に基づき、投信法第 115 条の 6 第 1 項に定める役員責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、投信法第 115 条の 6 第 3 項の規定により免除することができる額を限度として、役員会の決議によって免除することができる。

第 28 条 (会計監査人の選任)

会計監査人は、投資主総会の決議によって選任する。

第 29 条 (会計監査人の任期)

1. 会計監査人の任期は、就任後 1 年経過後に最初に迎える決算期後に開催される最初の投資主総会の終結の時までとする。
2. 会計監査人は、前項の投資主総会において別段の決議がされなかったときは、当該投資主総会において再任されたものとみなす。

第 30 条 (会計監査人の賠償責任の免除)

本投資法人は、投信法第 115 条の 6 第 7 項に基づき、投信法第 115 条の 6 第 1 項に定める会計監査人の責任について、当該会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該会計監査人の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、投信法第 115 条の 6 第 3 項の規定により免除することができる額を限度として、役員会の決議によって免除することができる。

第 5 章 資産運用

第 31 条 (資産運用の基本方針)

1. 本投資法人は、中長期にわたる安定した収益の確保と運用資産の着実な成長を目指して、主として、不動産等資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成 12 年総理府令第 129 号。その後の改正を含む。）第 105 条第 1 号へに定める不動産等資産に該

当するものをいう。以下同じ。)のうち再生可能エネルギー発電設備等(第33条第1項第1号に定義する。以下同じ。)に該当するものに投資して運用を行う。また、本投資法人は、不動産等資産に該当しない再生可能エネルギー発電設備等及び再生可能エネルギー発電設備関連資産(第33条第1項第2号に定義する。以下同じ。)、系統用蓄電池(第33条第2項に掲げる系統用蓄電池をいう。以下同じ。)その他の資産にも投資することができる。

2. 再生可能エネルギー発電設備(第33条第1項第1号①に定めるものをいう。以下同じ。)の運用の方法(本投資法人の締結する匿名組合契約等の目的である事業に係る財産に含まれる再生可能エネルギー発電設備の運用の方法を含む。)は賃貸のみとする。本項に規定する「匿名組合契約等」とは、匿名組合契約(当事者の一方が相手方の事業のために出資をし、相手方がその事業から生ずる利益を分配することを約する契約を含む。)及び外国におけるこれに類する契約をいう。

第32条 (投資態度)

1. 本投資法人は、主として再生可能エネルギー発電設備等及び再生可能エネルギー発電設備関連資産に投資する。
2. 本投資法人が再生可能エネルギー発電設備等及び再生可能エネルギー発電設備関連資産へ投資するに際しては、再生可能エネルギー発電設備及びそれに伴う不動産、付随する動産その他の資産(再生可能エネルギー発電設備等又は再生可能エネルギー発電設備関連資産へ投資する場合の裏付けとなる再生可能エネルギー発電設備及びそれに伴う不動産、付随する動産その他の資産を含む。第37条において同じ。)の経済的調査及び物理的調査、並びに権利関係等の法的調査を行い、これらの総合的な検討を行うものとする。また、本投資法人が系統用蓄電池等(第33条第1項第3号⑯に定義する。)に投資するに際しても同様とする。
3. 本投資法人は、日本全国を投資対象地域とする。
4. 本投資法人は、法制度、一般経済情勢、再生可能エネルギー発電事業に関する市場環境動向等の急激な変化等予期し得ない事由が発生し、投資主の利益を毀損するおそれが生じた場合は、前各項の定めにかかわらず、投資主の利益を守るために必要な措置を講ずることができる。

第33条 (資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲)

1. 本投資法人は、第31条に定める資産運用の基本方針及び第32条の投資態度に従い、以下に掲げる特定資産に投資する。なお、本条において、権利を表示する証券が発行されていない場合には当該証券に表示されるべき権利を含むものとする。
 - (1) 次に掲げる各資産(以下、①から④までを総称して「再生可能エネルギー発電設備等」という。)
 - ① 再生可能エネルギー発電設備(投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平

成 12 年政令第 480 号。その後の改正を含む。以下「投信法施行令」という。) 第 3 条第 11 号に定めるものをいう。以下同じ。)

- ② 再生可能エネルギー発電設備に伴う次に掲げる各資産
 - (i) 不動産
 - (ii) 不動産の賃借権
 - (iii) 土地に係る地上権
 - ③ 上記①及び②に掲げる資産を信託する信託の受益権（それらの資産に付随する金銭と合わせて信託する包括信託を含む。）
 - ④ 上記①及び②に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権
- (2) 前号に掲げるもの以外の資産で、次に掲げる各資産（以下、①から⑦までを総称して「再生可能エネルギー発電設備関連資産」という。）
- ① 株式等（再生可能エネルギー発電設備等を直接又は間接的に保有する非上場会社が発行するものに限るものとし、当該非上場会社の再生可能エネルギー発電設備等に係る資産が当該非上場会社の保有する資産の過半を占めるものに限る。）
 - ② 再生可能エネルギー発電設備等に対する匿名組合出資持分（当事者の一方が、相手方の行う出資された財産の 2 分の 1 を超える額を再生可能エネルギー発電設備等に対して直接又は間接的に投資する運用のために出資を行い、相手方が、その出資された財産の 2 分の 1 を超える額について直接又は間接的に再生可能エネルギー発電設備等に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分をいう。）
 - ③ 信託財産を主として上記②に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権
 - ④ 資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号。その後の改正を含む。以下「資産流動化法」という。）第 2 条第 9 項に規定する優先出資証券（当該優先出資証券の発行者である特定目的会社（資産流動化法に定めるものをいう。以下同じ。）が資産の 2 分の 1 を超える額を再生可能エネルギー発電設備等に対する投資として運用するものに限る。）
 - ⑤ 投信法第 2 条第 7 項に規定する投資信託受益証券（当該投資信託の投資信託財産総額の 2 分の 1 を超える額を再生可能エネルギー発電設備等に対する投資として運用するものに限る。）
 - ⑥ 投信法第 2 条第 15 項に規定する投資証券（当該投資法人が運用のために保有する資産の 2 分の 1 を超える額を再生可能エネルギー発電設備等に対する投資として運用するものに限る。）
 - ⑦ 資産流動化法第 2 条第 15 項に規定する特定目的信託の受益証券（当該特定目的信託の信託財産の 2 分の 1 を超える額を再生可能エネルギー発電設備等に

に対する投資として運用するものに限る。)

- (3) 前各号に掲げるもの以外の資産で、特定資産として次に掲げるもの
- ① 預金
 - ② コールローン
 - ③ 国債証券（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含む。以下「金商法」という。）第 2 条第 1 項第 1 号に定めるものをいう。）
 - ④ 地方債証券（金商法第 2 条第 1 項第 2 号に定めるものをいう。）
 - ⑤ 特別の法律により法人の発行する債券（金商法第 2 条第 1 項第 3 号に定めるものをいう。）
 - ⑥ 資産流動化法に規定する特定社債券（金商法第 2 条第 1 項第 4 号に定めるものをいう。）
 - ⑦ 社債券（金商法第 2 条第 1 項第 5 号に定めるものをいう。）
 - ⑧ 譲渡性預金証書
 - ⑨ 貸付信託の受益証券（金商法第 2 条第 1 項第 12 号に定めるものをいう。）
 - ⑩ コマーシャル・ペーパー（金商法第 2 条第 1 項第 15 号に定めるものをいう。）
 - ⑪ 金銭債権（投信法施行令第 3 条第 7 号に定めるものをいい、本号に定めるものを除く。）
 - ⑫ 株券（金商法第 2 条第 1 項第 9 号に定めるものをいう。）
 - ⑬ 公社債投資信託の受益証券（投信法第 2 条第 7 項に定める証券投資信託の受益証券をいう。）
 - ⑭ 投資法人債券（投信法第 2 条第 20 項に定めるものをいう。）
 - ⑮ 不動産、不動産の賃借権、地上権、これらの資産を信託する信託の受益権（これらの資産に付随する金銭と合わせて信託する包括信託を含む。）及びこれらの資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（以下、これらを総称して「不動産等」という。）
 - ⑯ 不動産等に対する匿名組合出資持分（当事者の一方が、相手方の行う出資された財産の 2 分の 1 を超える額を不動産等に対して直接又は間接的に投資する運用のために出資を行い、相手方が、その出資された財産の 2 分の 1 を超える額について直接又は間接的に不動産等に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分をいう。以下同じ。）
 - ⑰ 系統用蓄電池等（系統用蓄電池、それに伴う不動産等並びに系統用蓄電池に係る⑮及び⑯に係る資産を総称していう。以下同じ。）に対する匿名組合出資持分（当事者の一方が、相手方の行う出資された財産の 2 分の 1 を超える額を系統用蓄電池等に対して直接又は間接的に投資する運用のために出資を行い、相手方が、その出資された財産の 2 分の 1 を超える額について直接又は間接的に系統用蓄電池等に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の

分配を行うことを約する契約に係る出資の持分をいう。以下同じ。)及び信託財産を主として当該匿名組合出資持分に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権(これらを総称して、以下「系統用蓄電池関連資産」という。)

- ⑱ 資産流動化法第2条第9項に規定する優先出資証券(裏付けとなる資産の2分の1を超える額を不動産等又は不動産等に対する匿名組合出資持分に投資することを目的とするものに限る。)
- ⑲ 投信法第2条第7項に規定する投資信託受益証券(当該投資信託の投資信託財産総額の2分の1を超える額を不動産等又は不動産等に対する匿名組合出資持分に対する投資として運用するものに限る。)
- ⑳ 投信法第2条第15項に規定する投資証券(当該投資法人が運用のために保有する資産の2分の1を超える額を不動産等又は不動産等に対する匿名組合出資持分に対する投資として運用するものに限る。)
- ㉑ 資産流動化法第2条第15項に規定する特定目的信託の受益証券(当該特定目的信託の信託財産の2分の1を超える額を不動産等又は不動産等に対する匿名組合出資持分に対する投資として運用するものに限る。)
- ㉒ 実質的に再生可能エネルギー発電設備等又は不動産等に投資(間接的に再生可能エネルギー発電設備等又は不動産等に投資することを目的とするものを含む。)することを目的とした、投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号。その後の改正を含む。)に定める投資事業有限責任組合契約に係る出資の持分(有価証券(投信法施行令に定めるものをいう。以下同じ。))に該当するものに限る。)
- ㉓ 民法(明治29年法律第89号。その後の改正を含む。以下「民法」という。)に定める組合契約に係る出資の持分(ただし、再生可能エネルギー発電設備、不動産、不動産の賃借権、地上権又は地役権を出資することにより設立され、その賃貸、運用又は管理等を目的としたものに限る。)(有価証券に該当するものに限る。)
- ㉔ 再生可能エネルギー発電設備等又は不動産等に投資することを目的とする特定目的会社その他これに類する形態の法人等に対する貸付債権等の金銭債権
- ㉕ 信託財産を主として①から②④まで又は次項に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権
- ㉖ 次項又は第3項に掲げる資産を信託する信託の受益権(それらの資産に付随する金銭と合わせて信託する包括信託を含む。)
- ㉗ 有価証券(本号に定めるものを除く。)
- ㉘ デリバティブ取引に係る権利(投信法施行令第3条第2号に定めるものをいう。)

2. 本投資法人は、前項各号に掲げられた資産のほか、系統用蓄電池(電気事業法(昭和39

年法律第 170 号。その後の改正を含む。) 第 2 条第 1 項第 5 号ロにおける蓄電用の電気工作物に該当するものを含むが、これに限られない。以下同じ。) に投資することができる。

3. 本投資法人は、第 1 項第 1 号から第 3 号まで又は前項に掲げるもの以外の資産で、再生可能エネルギー発電設備等若しくは再生可能エネルギー発電設備関連資産又は系統用蓄電池等への投資に付随して取得が必要又は有用と認められる下記の資産又は権利等に投資することができる。ただし、⑭及び⑮については、本投資法人が借入れを行うために必要な場合に限る。

- ① 商標法（昭和 34 年法律第 127 号。その後の改正を含む。）に基づく商標権等（商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権をいう。）
- ② 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号。その後の改正を含む。）に基づく著作権等
- ③ 民法上の動産（前項に掲げる系統用蓄電池に該当するものを除く。）
- ④ 温泉法（昭和 23 年法律第 125 号。その後の改正を含む。）において定める温泉の源泉を利用する権利及び当該温泉に関する設備等
- ⑤ 特定出資（資産流動化法第 2 条第 6 項に定めるものをいう。）
- ⑥ 民法上の組合の出資持分
- ⑦ 会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含む。）第 575 条第 1 項に定める持分会社の社員たる地位
- ⑧ 各種保険契約及びそれに基づく権利又は利益
- ⑨ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。その後の改正を含む。）に基づく算定割当量その他これに類似するもの又は排出権（温室効果ガスに関する排出権を含む。）
- ⑩ 地役権
- ⑪ 投資法人の計算に関する規則（平成 18 年 4 月 20 日内閣府令第 47 号。その後の改正を含む。）第 37 条第 3 項第 2 号へに規定する資産
- ⑫ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。その後の改正を含む。）に基づく認定発電設備に係る認定における発電事業者たる地位及び権利
- ⑬ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。その後の改正を含む。）に基づく一般社団法人の基金拠出者の地位（基金返還請求権を含む。）
- ⑭ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号。その後の改正を含む。）に定める出資
- ⑮ 信用金庫法（昭和 26 年法律第 238 号。その後の改正を含む。）に基づく出資
- ⑯ その他再生可能エネルギー発電設備等又は再生可能エネルギー発電設備関連資産への投資に付随して取得が必要又は有用となる権利

4. 本投資法人は、前各項に掲げられた資産のほか、本投資法人の組織運営に伴い保有する

その他の権利を取得することができる。

第 34 条 （投資制限）

1. 本投資法人は、第 33 条第 1 項第 3 号⑤乃至⑦、⑨、⑩、⑫乃至⑬、及び⑮乃至⑰に掲げる有価証券並びに同号⑪及び⑭に掲げる金銭債権への投資を、安全性及び換金性並びに再生可能エネルギー発電設備等及び再生可能エネルギー発電設備関連資産との関連性を重視して行うものとし、積極的な運用益の取得のみを目指した投資を行わないものとする。
2. 本投資法人は、第 33 条第 1 項第 3 号⑱に掲げるデリバティブ取引に係る権利への投資を、本投資法人の運用資産又は負債から生じる価格変動リスク、金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的としてのみ行うものとする。

第 35 条 （収入金等の再投資等）

本投資法人は、運用資産に関連して取得する金銭（運用資産の譲渡代金、有価証券に係る利息、配当金及び償還金等、金銭債権に関する元利金及び遅延損害金、匿名組合出資持分に係る分配金、並びに再生可能エネルギー発電設備、不動産及び系統用蓄電池の賃貸収入、運営収入その他収益金を含む。）を投資又は再投資に充当することができる。

第 36 条 （組入資産の貸付けの目的及び範囲）

1. 本投資法人は、中長期的な安定収益の確保を目的として、運用資産に属するすべての再生可能エネルギー発電設備（本投資法人が取得する再生可能エネルギー発電設備以外の再生可能エネルギー発電設備等又は再生可能エネルギー発電設備関連資産の裏付けとなる再生可能エネルギー発電設備を含む。）を賃貸するものとする。
2. 本投資法人は、中長期的な安定収益の確保を目的として、運用資産に属するすべての系統用蓄電池（本投資法人が取得する資産の裏付けとなる系統用蓄電池を含む。）について、第三者との間で賃貸借契約を締結して賃貸を行うことを原則とする。
3. 本投資法人は、前 2 項の再生可能エネルギー発電設備、不動産又は系統用蓄電池の賃貸若しくは運営委託その他運用資産の投資又は運用に際して、敷金、保証金、預託金等その他これらに類する金銭を受け入れ又は差し入れることがあり、それらの金銭を受け入れた場合には、本投資法人の資産運用の基本方針及び投資態度等の定めに基づき運用する。
4. 本投資法人は、運用資産に属する再生可能エネルギー発電設備又は系統用蓄電池（本投資法人が取得する資産の裏付けとなる再生可能エネルギー発電設備又は系統用蓄電池を含む。）以外の運用資産の貸付けを行うことがある。
5. 本投資法人は、資産運用の一環として、再生可能エネルギー発電設備、不動産又は系統用蓄電池を賃貸した上で、当該再生可能エネルギー発電設備、不動産又は系統用蓄電池を転貸することができる。

第6章 オペレーターの選定基本方針

第37条 (オペレーターの選定基本方針)

本投資法人は、その資産の運営を円滑に行うための経営体制、財務基盤及び業務執行体制を有している者をオペレーター（運用資産の運営に関する事項を主導的に決定する者として株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程及び同施行規則に定める者をいう。以下同じ。）として選定する。そのため、オペレーターの選定に際しては、別途定めるオペレーターの選定基準に従い、オペレーターが運営をすることとなる種類の資産の運営に関する実績、運営の対象となる資産が立地する地域における運営体制、オペレーターが運営をすることとなる種類の資産の運営業務に係る社内体制、財務状況及び反社会的勢力非該当性を確認するものとする。

第7章 資産評価

第38条 (資産評価の原則)

本投資法人は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び慣行に従って運用資産を評価する。運用資産の評価に際しては、評価結果の信頼性を確保するために、継続性の原則を遵守して、投資主の利益のために慎重かつ忠実に係る業務を行うものとする。

第39条 (資産評価の基準日)

本投資法人の資産評価の基準日は、第46条に定める各決算期とする。ただし、有価証券（満期まで保有する目的で投資した有価証券は除く。）又はその他の特定資産であって、市場価格に基づく価額をもって評価できる資産については、毎月末とする。

第40条 (資産評価の方法及び基準)

本投資法人の資産評価の方法及び基準は、運用資産の種類ごとに定めるものとし、原則として以下のとおりとする。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備及び系統用蓄電池（第33条第1項第1号①及び同条第2項に定めるもの）

取得価額から減価償却累計額を控除した価額をもって評価する。なお、減価償却額の算定方法は、設備等部分については定額法により算定する。ただし、正当な事由により定額法による算定が適当ではなくなった場合で、かつ投資者保護上問題がないと合理的に判断できる場合に限り、他の算定方法に変更することができる。

- (2) 不動産、不動産の賃借権及び土地に係る地上権（第33条第1項第1号②及び同項

第3号⑮に定めるもの)

取得価額から減価償却累計額を控除した価額をもって評価する。なお、減価償却額の算定方法は、建物部分及び設備等部分については定額法により算定する。ただし、設備等部分については、正当な事由により定額法による算定が適当ではなくなった場合で、かつ投資者保護上問題がないと合理的に判断できる場合に限り、他の算定方法に変更することができる。

- (3) 再生可能エネルギー発電設備、系統用蓄電池又は不動産、不動産の賃借権若しくは土地に係る地上権を信託する信託の受益権（第33条第1項第1号③、同項第3号⑮及び同号⑯に定めるもの）

原則として、信託財産が第1号又は第2号に掲げる資産の場合は第1号又は第2号に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額をもって評価する。

- (4) 信託財産を再生可能エネルギー発電設備、系統用蓄電池又は不動産、不動産の賃借権若しくは土地に係る地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権(第33条第1項第1号④、同項第3号⑮及び同号⑯に定めるもの)

原則として、信託財産が第1号又は第2号に掲げる資産の場合は、第1号又は第2号に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額をもって評価する。

- (5) 再生可能エネルギー発電設備等又は系統用蓄電池等に対する匿名組合出資持分(第33条第1項第2号②及び同項第3号⑰に定めるもの)

匿名組合出資持分の構成資産が第1号から第4号に掲げる資産の場合は、それぞれに定める方法に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該匿名組合出資の持分相当額を算定した価額をもって評価する。

- (6) 信託財産を主として再生可能エネルギー発電設備等又は系統用蓄電池等に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（第33条第1項第2号③及び同項第3号⑱に定めるもの）

原則として、信託財産である匿名組合出資持分について第5号に従った評価を行い、匿名組合出資持分以外の金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額をもって評価する。

- (7) 有価証券（第33条第1項第2号①及び④から⑦まで、同項第3号③から⑩まで、⑫から⑳まで及び㉑から㉒に定めるもの。ただし、前各号に定めるものを除く。）時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券は、時価をもって評価する。満期保有目的の債券に分類される場合は、取得原価をもって評価する。

ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得金額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって評価する。その他有価証券に分類される場合は、時価をもって評価する。ただし、市場価格のない株式等は、取得原価にて評価するものとする。

(8) 金銭債権（第33条第1項第3号①及び④に定めるもの）

取得価額から、貸倒引当金を控除した価額をもって評価する。ただし、債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債権金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額から貸倒引当金を控除した価額をもって評価する。

(9) デリバティブ取引に係る権利（第33条第1項第3号⑧に定めるもの）

① デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務は、時価をもって評価する。

② 一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計が適用できるものとする。また、金融商品会計基準に定める金利スワップの特例処理の要件を充足するものについては、本号①にかかわらず金利スワップの特例処理を適用できるものとする。

(10) 動産（第33条第3項③に定めるもの）

取得価額から減価償却累計額を控除した価額をもって評価する。なお、減価償却の算定方法は、原則として定額法によるが、正当な事由により定額法による算定が適当ではなくなった場合で、かつ、投資家保護上問題がないと合理的に判断できる場合に限り、他の算定方法により算定することができる。

(11) その他

上記に定めがない場合には、投信法、一般社団法人投資信託協会（以下「投信協会」という。）の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる会計基準により付されるべき評価額をもって評価する。

第41条（有価証券届出書、有価証券報告書及び資産運用報告等における価額）

1. 有価証券届出書、有価証券報告書及び資産運用報告等に価額を記載する目的で、前条と異なる方法で評価する場合には、次のとおり評価するものとする。

(1) 再生可能エネルギー発電設備及び系統用蓄電池

原則として、公認会計士による評価額とする。なお、評価対象に不動産、不動産の賃借権又は土地に係る地上権が含まれる場合には、それらの評価額を控除した価額とする。また、評価額に幅があった場合には、原則としてその中間値を評価額として採用する。

(2) 再生可能エネルギー発電設備又は系統用蓄電池に関する匿名組合出資持分

原則として、匿名組合の構成資産が前条第1号に掲げる資産の場合は前条第1号

に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該匿名組合出資の持分相当額を算定した価額とする。

(3) 再生可能エネルギー発電設備又は系統用蓄電池を信託する信託受益権

信託財産が前条第 1 号に掲げる資産の場合は前条第 1 号に従った評価を行い、また、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託受益権の持分相当額を算定した価額とする。

(4) 不動産、不動産の賃借権及び土地に係る地上権

原則として、公認会計士による評価額又は不動産鑑定士による鑑定評価若しくは調査報告に基づく評価額とする。

(5) 不動産、不動産の賃借権又は土地に係る地上権を信託する信託の受益権及び不動産、不動産の賃借権又は土地に係る地上権に関する匿名組合出資持分

原則として、信託財産又は匿名組合の構成資産が前号に掲げる資産の場合は前号に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託受益権の持分相当額又は当該匿名組合出資持分相当額を算定した価額とする。

(6) デリバティブ取引に係る権利（前条第 9 号②に基づき、金利スワップの特例処理を採用した場合）

前条第 9 号①に定める価額とする。

2. 資産評価の基準日は、第 46 条に定める決算期とする。ただし、第 33 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に定める資産であって、市場価格に基づく価額で評価できる資産については毎月末とする。

第8章 借入れ及び投資法人債の発行

第 42 条 （借入れ及び投資法人債の発行目的）

本投資法人は、運用資産の着実な成長並びに効率的な運用及び運用の安定性を実現することを目的とし、次条に定める資金の使途に用いるため、金商法に定める適格機関投資家（ただし、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号。その後の改正を含む。以下「租税特別措置法」という。）第 67 条の 15 に定める機関投資家に限る。）からの借入れ及び投資法人債（短期投資法人債を含む。以下同じ。）の発行を行うことができる。

第 43 条 （借入金及び投資法人債の発行により調達した資金の使途）

借入金及び投資法人債の発行により調達した資金の使途は、法令で定められるところに従い、資産の取得、修繕等、敷金及び保証金の返還、分配金の支払、本投資法人の費用の支払

又は債務の返済（借入金及び投資法人債の債務の履行を含む。）等とする。

第 44 条 （借入金及び投資法人債発行の限度額）

借入金及び投資法人債発行の限度額は、それぞれ 1 兆円とし、かつ、その合計額が 1 兆円を超えないものとする。

第 45 条 （担保提供）

本投資法人は、借入れ又は投資法人債の発行に際して、運用資産を担保として提供することができる。

第9章 計算

第 46 条 （営業期間及び決算期）

本投資法人の営業期間は、毎年 6 月 1 日から 11 月末日まで、及び 12 月 1 日から翌年 5 月末日まで（以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。）とする。ただし、第 1 期の営業期間は、本投資法人成立の日から 2026 年 1 月末日までとし、第 2 期の営業期間は 2026 年 2 月 1 日から同年 5 月末日までとする。

第 47 条 （金銭の分配の方針）

本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。

(1) 利益の分配

投資主に分配する金銭の総額のうち、投信法第 136 条第 1 項に定める利益の金額（以下「分配可能金額」という。）は、投信法及び一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従って計算されるものとする。

分配金額は、原則として租税特別措置法第 67 条の 15（以下「投資法人に係る課税の特例規定」という。）に規定される配当可能利益の額（以下「配当可能利益の額」という。）の 100 分の 90 に相当する金額（法令改正等により当該金額の計算に変更があった場合には変更後の金額とする。以下本条において同じ。）を超えるものとし、本投資法人が決定する金額とする。なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金、一時差異等調整積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を積み立て、又は留保その他の処理を行うことができる。

分配可能金額のうち、分配金に充当せず留保したものについては、本投資法人の資産運用の対象及び方針に基づき運用を行うものとする。

(2) 利益を超えた金銭の分配（出資の払戻し）

本投資法人は、分配可能金額が配当可能利益の額の 100 分の 90 に相当する金額以

下である場合又は本投資法人が適切と判断する場合、当該営業期間に係る分配可能金額に、法令等（投信協会の定める規則を含む。）に定める金額を限度として、本投資法人が決定した額を加算した金額を、利益を超えた金銭の分配（出資の払戻し）として分配することができる。また、この場合において金銭の分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した額をもって金銭の分配をすることができる。また、本投資法人は、本投資法人における課税負担の軽減を目的として役員会において適切と判断した場合、役員会が決定した金額により利益を超えて金銭の分配をすることができるものとする。

第 48 条 （金銭の分配の方法）

本投資法人は、決算期現在の最終の投資主名簿に記載又は記録のある投資主又は登録投資口質権者に対して、その所有口数又は登録投資口質権の対象たる投資口の口数に相当する金銭の分配を行う。当該分配は、原則として決算期から 3 か月以内に行われる。

第 49 条 （金銭の分配の除斥期間）

投資主に対する金銭の分配が受領されずにその支払開始の日から満 3 年を経過したときは、本投資法人はその支払の義務を免れるものとする。なお、金銭の分配の未払金には利息を付さないものとする。

第 50 条 （投信協会規則）

本投資法人は、本規約に定めるほか、金銭の分配にあたっては、投信協会の定める規則等に従うものとする。

第10章 費用

第 51 条 （資産運用会社に対する資産運用報酬の支払に関する基準）

本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社（以下「資産運用会社」という。）に支払う資産運用報酬の額又は支払に関する基準は、本規約の一部を構成する別紙に定めるとおりとする。

第 52 条 （役員に対する報酬の支払に関する基準）

各執行役員に対する報酬は、1 人当たり月額 100 万円を上限として一般物価動向、賃金動向等に照らして役員会で決定する金額を、毎月、当月分を当月末日までに当該執行役員が指定する口座へ振り込む方法により支払うものとする。また、各監督役員に対する報酬は、1 人当たり月額 50 万円を上限として一般物価動向、賃金動向等に照らして役員会で決定する金

額を、毎月、当月分を当月末日までに当該監督役員が指定する口座へ振り込む方法により支払うものとする。

第 53 条 （会計監査人に対する報酬の支払に関する基準）

会計監査人に対する報酬は、監査の対象となる決算期ごとに 1,500 万円を上限として役員会が定める金額とし、当該決算期について投信法その他の法令に基づき必要とされるすべての監査報告書受領後、会計監査人の請求を受けてから 3 か月以内に会計監査人が指定する口座へ振り込む方法により支払うものとする。

第 54 条 （諸費用の負担）

1. 本投資法人は、運用資産に関する租税、本投資法人の一般事務受託者、本投資法人の資産保管会社及び資産運用会社が本投資法人から委託を受けた事務を処理するに際し要する諸費用並びに当該一般事務受託者、当該資産保管会社及び当該資産運用会社が立て替えた立替金の遅延利息又は損害金の請求があった場合は、かかる遅延利息又は損害金を負担する。
2. 前項に加え、本投資法人は、原則として以下に掲げる費用を負担するものとし、その詳細については、当該一般事務受託者、当該資産保管会社又は当該資産運用会社との契約の定めによる。
 - (1) 投資口及び新投資口予約権の発行、投資法人債の発行、上場及び上場維持に関する費用（券面の作成、印刷及び交付に係る費用、引受証券会社への手数料を含む。）
 - (2) 有価証券届出書、有価証券報告書及び臨時報告書の作成、印刷及び提出に係る費用
 - (3) 目論見書の作成、印刷及び交付に係る費用
 - (4) 法令に定める計算書類、資産運用報告等の作成、印刷及び交付に係る費用（監督官庁等に提出する場合の提出費用を含む。）
 - (5) 本投資法人の公告に係る費用並びに広告宣伝及び IR 活動等に関する費用
 - (6) 専門家等に対する報酬及び費用（フィナンシャルアドバイザー、法律顧問、税務顧問、会計士及び司法書士等の報酬及び費用並びにバリュエーションレポート、不動産鑑定評価及び資産精査等の費用を含む。）
 - (7) 執行役員、監督役員に係る報酬及び実費、保険料、立替金等、会計監査人に係る報酬、並びに投資主総会及び役員会等の開催に伴う費用
 - (8) 運用資産の取得及び処分並びに維持管理及び運営に関する費用（登記関連費用、デューディリジェンス等の調査費用、信託報酬及び信託費用、媒介手数料、広告宣伝費、管理委託費用、損害保険料、維持・修繕費用、水道光熱費等を含む。）
 - (9) 借入金及び投資法人債に係る利息、融資手数料又は引受手数料その他の諸費用
 - (10) 本投資法人の格付け取得及び維持に係る費用
 - (11) 本投資法人の運営に要する費用
 - (12) その他前各号に付随関連する又はそれらに類する本投資法人が負担すべき費用

第 55 条（消費税及び地方消費税）

本投資法人は、運用資産の運用その他本投資法人が支払うべき費用・金員のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号。その後の改正を含む。）上課税対象項目とされるもの（以下、併せて「課税対象項目」と総称する。）に課される消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を負担するものとし、その消費税等相当額を課税対象項目の諸金員に付加して支払う。なお、本規約記載の金額は、特段の定めがあるものを除き、すべて消費税等抜き金額とする。

第11章 業務及び事務の委託

第 56 条（業務及び事務の委託）

1. 本投資法人は、投信法第 198 条に基づき資産の運用に係る業務を資産運用会社に、また、投信法第 208 条に基づき資産の保管に係る業務を資産保管会社に委託する。
2. 本投資法人は、その資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務であって、投信法第 117 条に定める事務を、適宜、役員会が定める第三者に対し委託する。

第12章 附則

第 57 条（電子提供措置等に関する経過措置）

第 9 条第 4 項及び第 5 項の効力は、本投資法人の役員会が、投資口を株式会社東京証券取引所インフラファンド市場に上場するにあたり、新投資口の発行及び投資口の売出しに関して決議することを条件として生じるものとする。なお、当該効力発生日に、本条は当然に削除されるものとする。

以 上

別紙 資産運用会社に対する資産運用報酬

制定 2025 年 6 月 2 日

改定 2025 年 9 月 26 日

改定 2025 年 11 月 27 日

改定 2025 年 12 月 24 日

改定 2026 年 1 月 15 日

資産運用会社に対する資産運用報酬

1. 報酬体系

本投資法人は、資産運用会社に対して、資産運用会社が行う委託業務に対する報酬として、(1)から(5)までに定める委託業務報酬を 2.に定める時期に支払うものとする。なお、本投資法人は、資産運用会社に対して、宅建業法第 46 条第 1 項に定める代理・媒介に関する報酬は支払わないものとする。

(1) 運用報酬

各営業期間について、当該営業期間に係る決算期における本投資法人の運用中の再生可能エネルギー発電設備等、再生可能エネルギー発電設備関連資産、系統用蓄電池等及び系統用蓄電池関連資産並びに当該営業期間中に譲渡した再生可能エネルギー発電設備等、再生可能エネルギー発電設備関連資産、系統用蓄電池等及び系統用蓄電池関連資産（以下「本運用資産」と総称する。）の各取得価額（消費税等相当額及び取得に伴う費用等を除く。以下同じ。）に当該営業期間内における各本運用資産の保有実日数を乗じ当該営業期間の実日数で除した金額の合計額に本投資法人と資産運用会社が別途合意する料率（ただし、上限を 0.5%とする。）を乗じた金額（1 円未満切捨）とする。

(2) 業績連動報酬

各月について、本投資法人が運用資産中の再生可能エネルギー発電設備及び系統用蓄電池並びにそれらに付随する動産及び敷地（本投資法人が取得する信託の受益権その他の資産の裏付けとなる再生可能エネルギー発電設備及び系統用蓄電池並びにそれらに付随する動産及び敷地を含む。以下「報酬計算対象現物資産」という。）の賃貸借契約において、発電実績に連動して計算される部分として規定される賃料収入（実績連動賃料と規定される賃料収入を含む。）相当額のうち、本投資法人と資産運用会社が報酬計算対象現物資産ごとに別途合意する金額とする。ただし、各報酬計算対象現物資産について、(i)各月に係る実績売電収入（当該月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量及び当該月の翌月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量の合計額に基づく料金に当該月に行われた出力抑制に係る出力抑制補償金の金額及び当該報酬計算対象現物資産に係る保険金の金額の合計額を加算したもの）から、(ii)発電量予測値（P50）（超過確率 P（パーセントイル）50 の数値（50%の確率で達成可能と見込まれる数値を意味する。）としてテクニカルレポートの作成者その他の専門家によって算出された発電量予測値をいう。）に対して、当該報酬計算対象現物資産に適用される買取価格を乗じて得られる金額の 100%を控除した金額の合計額の 50%相当額を上限とする。なお、本投資法人の運用資産に（準）共有持分又

は出資持分等が含まれる場合、当該持分割合を勘案して計算する。

(3) 取得報酬

再生可能エネルギー発電設備等、再生可能エネルギー発電設備関連資産、系統用蓄電池等又は系統用蓄電池関連資産を取得した場合（ただし、(5)に定める合併の場合を除く。）、本投資法人が取得した再生可能エネルギー発電設備等、再生可能エネルギー発電設備関連資産、系統用蓄電池等又は系統用蓄電池関連資産の取得価額に本投資法人と資産運用会社が別途合意する料率（ただし、上限を 1.5%（資産運用会社の定める利害関係者取引規程に定義される利害関係者との取引の場合には上限を 1.0%）とする。）を乗じた金額（1 円未満切捨）とする。

(4) 譲渡報酬

再生可能エネルギー発電設備等、再生可能エネルギー発電設備関連資産、系統用蓄電池等又は系統用蓄電池関連資産を譲渡した場合（ただし、(5)に定める合併の場合を除く。）、本投資法人が譲渡した再生可能エネルギー発電設備等、再生可能エネルギー発電設備関連資産、系統用蓄電池等又は系統用蓄電池関連資産の譲渡価額（消費税等相当額及び譲渡に伴う費用等を除く。）に本投資法人と資産運用会社が別途合意する料率（ただし、上限を 1.5%（資産運用会社の定める利害関係者取引規程に定義される利害関係者との取引の場合には上限を 1.0%）とする。）を乗じた金額（1 円未満切捨）とする。

(5) 合併報酬

本投資法人が当事者となる新設合併又は吸収合併（本投資法人が吸収合併存続法人である場合及び吸収合併消滅法人となる場合を含む。以下「合併」という。）の相手方の保有する資産等の調査及び評価その他の合併に係る業務を資産運用会社が本投資法人のために実施し、当該合併の効力が生じた場合、当該合併の相手方が保有する再生可能エネルギー発電設備等、再生可能エネルギー発電設備関連資産、系統用蓄電池等又は系統用蓄電池関連資産のうち当該新設合併の新設合併設立法人又は当該吸収合併の吸収合併存続法人が承継し又は保有するものの当該合併の効力発生日における評価額に本投資法人と資産運用会社が別途合意する料率（ただし、上限を 2.0%とする。）を乗じた金額（1 円未満切捨）とする。

2. 報酬の支払時期

本投資法人が上記 1.記載の報酬を支払う時期は、以下のとおりとする。

① 運用報酬

本投資法人は、各営業期間に係る運用報酬を、当該営業期間に係る決算期後 3 か月以内に資産運用会社に対して支払う。

② 業績連動報酬

本投資法人は、各営業期間について、当該営業期間内の各月に係る業績連動報

酬の合計額を、当該営業期間に係る決算期後 3 か月以内に資産運用会社に対して支払う。

③ 取得報酬

本投資法人は、取得報酬を、当該再生可能エネルギー発電設備等、再生可能エネルギー発電設備関連資産、系統用蓄電池等又は系統用蓄電池関連資産の取得日（所有権移転等の権利移転又は権利発生の効力が発生した日）が属する月の翌月末日までに、資産運用会社に対して支払う。

④ 譲渡報酬

本投資法人は、譲渡報酬を、当該再生可能エネルギー発電設備等、再生可能エネルギー発電設備関連資産、系統用蓄電池等又は系統用蓄電池関連資産の譲渡日（所有権移転等の権利移転の効力が発生した日）が属する月の翌月末日までに、資産運用会社に対して支払う。

⑤ 合併報酬

本投資法人は、合併報酬を、当該合併の効力発生日の属する月の末日から 3 か月以内に資産運用会社に対して支払う。